

無担保・無保証人の保証限度額

(平成30年4月2日現在)

1. 特定資金

保証申込額が特定資金の既保証額（有担保を除く）と合わせて次の範囲内の場合、無担保・無保証人とすることができる。

「無担保・無保証人」とは、原則として、担保（融資対象物件を含む。）及び経営者以外の第三者の個人連帯保証のいずれも徴求しない場合をいう。

(金額単位：万円)

特定資金の無担保・無保証人の保証限度額			
資金種類	認定農業者区分	個人	法人
農業近代化資金	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000
農業経営改善促進資金	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000
農業経営負担軽減支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000
畜産特別資金	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000
畜産経営体質強化支援資金	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000
その他特定資金（資金毎）	認定農業者	3,600	7,200
	認定農業者以外	3,000	6,000

(注) 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）及び被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領（平成24年5月14日付け24経営第421号農林水産省経営局長通知）に基づく追加的信用供与補助事業を除く。

